

告 示

埼玉県告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号で告示した大宮都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和七年三月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道

三 事業施行期間

昭和三十年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 分流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和四十七年埼玉県告示第千七百八十二号、昭和四十八年埼玉県告示第千二百八十四号、昭和四十九年埼玉県告示第六百五十八号、昭和五十年埼玉県告示第千五百十二号、昭和五十年埼玉県告示第千五百四十六号、昭和五十年埼玉県告示第千六百九十六号、昭和五十二年埼玉県告示第二百五十九号、昭和五十三年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十三年埼玉県告示第千二百七十八号、昭和五十三年埼玉県告示第千三百三十号、昭和五十四年埼玉県告示第千二百三十二号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十九号、昭和五十五年埼玉県告示第千九百七号、昭和五十六年埼玉県告示第千七百三十号、昭和五十七年埼玉県告示第四百七十八号、昭和五十七年埼玉県告示第千八百二十号、昭和五十八年埼玉県告示第三百四十号、昭和五十八年埼玉県告示第六百六十五号、昭和五十九年埼玉県告示第七百三十二号、昭和五十九年埼玉県告示第七百九十五号、昭和六十年埼玉県告示第百六十号、昭和六十年埼玉県告示第二千二十八号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十四号、昭和六十二年埼玉県告示第千八百五十四号、昭和

六十三年埼玉県告示第三百五十四号、昭和六十三年埼玉県告示第千五百一
号、昭和六十三年埼玉県告示第千七百三十九号、平成元年埼玉県告示第三
百四十号、平成二年埼玉県告示第百七十五号、平成二年埼玉県告示第二
百二十四号、平成二年埼玉県告示第三百五十六号、平成二年埼玉県告示第八
百二十一号、平成四年埼玉県告示第七百七十九号、平成四年埼玉県告示第
九百三十三号、平成四年埼玉県告示第九百四十四号、平成四年埼玉県告示第七
百九十五号、平成五年埼玉県告示第千三百三十九号、平成五年埼玉県告示第
千七百六十号、平成六年埼玉県告示第七百二十一号、平成七年埼玉県告示第
六百八十五号、平成七年埼玉県告示第千二十号、平成七年埼玉県告示第
千七百八十四号、平成八年埼玉県告示第千三百七十八号、平成九年埼玉県告
示第四百十五号、平成九年埼玉県告示第千二百九十三号、平成十年埼玉県
告示第四百四十九号、平成十年埼玉県告示第九百七十四号、平成十一年埼
玉県告示第五百六十六号、平成十二年埼玉県告示第九百四十四号、平成十二
年埼玉県告示第千六百六十一号、平成十三年埼玉県告示第三百七十五号、平
成十三年埼玉県告示第七百十三号、平成十四年埼玉県告示第千二百七十号、
平成十五年埼玉県告示第七百二十三号、平成十五年埼玉県告示第七百二十
四号、平成十五年埼玉県告示第千五百五十七号、平成十七年埼玉県告示第
千三百二十二号、平成十八年埼玉県告示第三百五十一号、平成十九年埼玉県告
示第四百九十一号、平成二十一年埼玉県告示第四百五十二号、平成二十二
年埼玉県告示第千八百八十号、平成二十四年埼玉県告示第四百二十七号、平
成二十五年埼玉県告示第四百二十一号、平成二十八年埼玉県告示第四百二十
一号、平成三十年埼玉県告示第百八十五号、平成三十一年埼玉県告示第二
百五十四号、令和三年埼玉県告示第四百二十五号、令和四年埼玉県告示第
三百十号、令和五年埼玉県告示第三百十一号、令和六年埼玉県告示第二
百五十七号の事業地のうち、さいたま市西区大字高木字亀田において事業地
を変更する。

(2) 雨水

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

ロ 合流区域

(1) 収用の部分

変更なし

(2)

使用の部分
変更なし